

農業委員会議事日程

日 時：令和4年12月27日(火)午後1時30分

場 所：千曲市役所 301 大会議室C

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による申し出による農地転用許可の取消しについて
7. 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第45号 遊休農地に係る非農地判断について
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
12. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員会会長外 14 名
◎事務局出席者 事務局長 滝沢資之、事務局次長 大友誠、農地係担当係長 宮坂昌吉

【 会議概要 】

滝沢局長	ただ今から、令和4年12月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
事務局次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日より一日で足り うと思っておりますので、本日より一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日より一日と決定いたしました。 日程第4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、14番 小松和正 委員、15番 鎌田美和子 委員にお願いいたします。 日程第5、「議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について」議題とします。事 務局より説明をお願いします。
大友次長	……議案内容説明……
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。 なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。「議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について」原案のと おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第40号」は、原案のとおり可決、決定されました。 日程第6、「議案第41号農地法第5条第1項の規定による申し出による農地転用許可の 取消しについて」議題とします。事務局より説明をお願いします。
宮坂担当係長	……議案内容説明……

議 長	担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。
1 番岡田委員	10月の3番案件です。確認しまして特に問題ないことで理解をいたしました。
議 長	担当委員さんからの報告は終わりました。 質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結し採決いたします。 お諮りします。「議案第41号農地法第5条第1項の規定による申し出による農地転用許可の取消しについて」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第41号」は、原案のとおり可決、決定されました。 続きまして、日程第7、「議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」事務局より説明を求めます。
宮坂担当係長	……議案内容説明……
議 長	担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。
2 番保木野委員	1番案件は高校より東に200mの道路沿いの南側の田に住宅を2区画から4区画に変更する案件ですが、問題ないことを確認しました。
議 長	担当委員さんからの報告は終わりました。 質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結し採決いたします。 お諮りします。「議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第42号」は、原案のとおり可決、決定されました。 続きまして、日程第8、「議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。
宮坂担当係長	……議案内容説明……
議 長	担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。
1 番岡田委員	1番案件は小学校通学路信号南に位置する畑に住宅を建設する申請です。西側に道路、北側南側が宅地で東側が譲渡人の畑で隣接農地は譲渡人のみでございます。法面は既存土留を利用し建物は平屋で、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。 2番案件は先ほど取り消しの申請の宅地分譲ということで、再申請でございますけど内容には変更がなく問題ないと思います。

- 1 番岡田委員 3 番案件で市役所から南東に 100mほどの駐車場近くの田で住宅を建設する申請です。北側が道路、西側南側が宅地、東側の田の隣接農地耕作者の同意は得ております。法面はコンクリート土留め雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。
- 4 番案件は公園から 200mの田に 3 区画の宅地分譲の申請です。南側に水路を挟んで道路、他方の隣接農地耕作者の同意は得ております。農地の境はコンクリート土留を施工し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。
- 2 番保木野委員 5 番案件は先ほどの 2 区画から 4 区画の案件で問題ありません。6 番案件は歯科医院の駐車場が不足しており、貸し駐車場としたいとの案件ですが、隣接者の同意を得ておりますので、問題ないことを確認しました。
- 10 番平林委員 7 番案件は屋代圃場整備内の水田で農業振興地区整備計画の農業施設用地への変更も行われており、建設する前に埋め立てを行うなどの事前着工がありますが、今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されております。建設予定の農業倉庫で隣接農地の影響のないように距離を確保しており日照通風に影響はありませんので、許可相当と思われます。
- 6 番近藤委員 8 番案件は工場用地としての申請です。雨水は地下浸透、汚水は下水道に接続で特に問題はないかと思えます。隣接地権者からの同意も得ておりますので問題がないと思っております。
- 11 番綿貫委員 9 番案件については、先月も同じ方から申請が出ている駐車場増設の申請です。隣接農地耕作者の同意は得ておりますので問題はないと思います。
- 4 番滝沢委員 10 番案件は国道から東へ 400mほどの農地に住宅を建設する申請です。東側は道路、南側と西側は農地、北側は畑で隣接耕作者の同意は得ております。東側道路面まで土留めコンクリートを施工し、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で問題ないと思います。
- 11 番案件ですが、駅から 250m南東にある農地に 3 棟の建売住宅を建設する申請です。北側東側西側は市道、南側が畑、隣接耕作者には同意が取れています。農地との間に土留をし土砂流出の防止、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で問題ないと思います。
- 12 番案件ですが、旧庁舎南側 50mの農地に住宅を建設する申請です。西側南側は宅地、北側は道路、東側は譲渡人所有農地、東西両側と北側一部に L 型擁壁を施工し、雨水は地下浸透で汚水は公共下水道接続で問題ないと思います。
- 7 番中島委員 13 番案件は小学校から西に 300mの畑です。北側東側は畑、南側宅地、西側は市道で境界部分はコンクリート土留めで土砂等の流出を防ぎ、雨水は浸透枡を設置し敷地内処理を行い、生活雑排水は公共下水道に接続で用排水への影響はないと思います。隣接耕作者の同意は得ており問題ないと思います。
- 14 番案件は公民館から 300mにある田に住宅を建設する申請です。北側東側は田、南側宅地、西側は道路、申請地から農地及び用水路へ土砂が流入しないよう境界部分は擁壁を設置し、雨水は地下浸透、生活雑排水は公共下水道に接続で影響はないと思います。隣接耕作者の同意は得ており問題はないかと思えます。
- 3 番中嶋委員 15 番案件は小学校から西へ 100mほどの位置の資材置き場で、南側に用水、東北西に畑・田になっておりますが、隣接農地耕作者の同意は得ております。手続きをしなかったことを反省しているとのことで、隣接と問題トラブルは起きていません。隣接農地耕作者の同意は得ており、地区担当委員で検討した結果特に問題ないということになりました。
- 議 長 担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告が終わりました。
なお、議案の中に出席議員に関する案件がありますので、はじめに該当の 8 番案件を

- 議 長 審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する6番 近藤公憲 委員の退席を求めます。
- … 近藤委員 退席・退室 …
- 議 長 それでは、8番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 質疑意見を終結し、採決いたします。
- お諮りいたします。「議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」8番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- … 全員挙手 …
- 議 長 全員賛成ですので8番案件は、原案のとおり可決されました。ここで、議事参与の制限を解きます。
- … 近藤委員 入室・着席 …
- 議 長 それでは、1番から7番案件、9番から15番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 質疑意見を終結し、採決いたします。
- お諮りいたします。「議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1番から7番、9番から15番案件は原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- … 全員挙手 …
- 議 長 全員賛成ですので、「議案第43号」1番から7番案件、9番から15番案件については、原案のとおり可決、決定されました。
- 続きまして、日程第9、「議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について」事務局より説明を求めます。
- 大友次長 ……議案内容説明……
- 議 長 質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 質疑・意見を終結し採決いたします。
- お諮りします。「議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、「議案第44号」は、原案のとおり可決、決定されました。

議長 続きまして、日程第 10、「議案第 45 号遊休農地に係る非農地判断について」事務局より説明を求めます。

大友次長 ……議案内容説明……

議長 質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長 質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。「議案第 45 号遊休農地に係る非農地判断について」原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成ですので、「議案第 45 号」は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 11、「報告事項」について報告を求めます。

大友次長 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
宮坂担当係長 (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
(3) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

議長 報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議長 日程第 12、「その他」について、事務局から説明を求めます。

……特になし……

議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和 4 年 12 月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午後 2 時 38 分